

# サイバーセキュリティ基本法改正案の概要

## 1 サイバーセキュリティにおける個人情報の漏えい等の防止の重要性の明確化等

- (1) 基本理念の規定及び国の行政機関等におけるサイバーセキュリティの確保に関する規定に、個人情報の漏えい等の防止にも特に意を用いなければならないことを明記する。(3条2項・3項、13条)
- (2) その取扱いに特に配慮を要する個人情報を業務上保有する者(政令指定)を「重要社会基盤事業者等」に加え、国がその自主的な取組を促進する対象とするとともに、地方公共団体については、現行では「重要社会基盤事業者等」として規定されているが、「重要社会基盤事業者等」とは別に個別に明記することによりそのサイバーセキュリティの確保の必要性を明確化する。(12条2項3号、14条)
- (3) サイバーセキュリティ戦略本部による評価対象であるサイバーセキュリティに関する重大な事象として、個人情報の漏えいを伴う事象であって重大なものを明記する。(25条1項)

## 2 施策規定及びサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務規定の対象範囲の拡大

### (1) サイバーセキュリティの確保を図る対象機関等の拡大

下表に掲げる施策規定及びサイバーセキュリティ戦略本部の所掌事務規定について、対象機関等を下表のように改める。

事項	現行	改正後
<b>施策規定</b>		
基準を策定すべき機関等(13条)	①国の行政機関 ②独立行政法人	①国の行政機関 ②独立行政法人 ③特殊法人 ④その他これらに準ずる法人(政令指定)
情報システムに対する不正な活動の監視・分析の対象機関等(13条)	国の行政機関	
サイバーセキュリティに関する演習・訓練をすべき機関等(13条)		※②～④を「特定法人」として規定
<b>戦略本部の所掌事務</b>		
基準の策定・基準に基づく施策の評価等の対象機関等(25条1項2号)	①国の行政機関 ②独立行政法人	
重大な事象に対する施策の評価の対象機関等(25条1項3号)	国の行政機関	

- (2) サイバーセキュリティ戦略本部は、地方公共団体及び重要社会基盤事業者等について、①その講ずる対策についての指針の策定及び②対策基準の作成状況、重大事象に対する措置の実施状況等の把握のための調査を行うこととする。(25条1項)